

資料②-1

案件 2

報酬改定について

予防通所事業及び予防訪問事業の改定後の介護報酬については、従来通り国が参考に示す基準によるものとします。両事業については、総合事業移行前の予防給付と同様のサービスを提供するものであって、今回の制度改正にあってもその位置づけを変更しないため、介護報酬についても従来の算定基準のままとしています。

本市独自の訪問型サービスAである生活援助訪問事業の報酬額については、かねてより介護職員の処遇改善が求められていること、最低賃金が本事業開始時（平成 29 年）から 60 円弱上昇し、今後も上昇が見込まれること、また、現在は事業所運営に係る各種加算に関して事業者の請求事務にかかる負担軽減のため設定しておらず、一方で従業員の育成などに取り組んでいることから、今回の改定に伴い別添のとおりとしています。